

甲州市建設工事成績評定要領

令和2年4月1日 制定

(目的)

第1条 この要領は、甲州市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下「工事」という。）に係る成績の評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注業者の適正な選定及び指導育成に資するものとする。

(評定の対象工事)

第2条 評定は、1件の請負金額が250万円（消費税を含む。）以上の工事について行うものとする。ただし、市長が認めたものについては、評定を省略することができる。

(評定の内容)

第3条 評定は、工事ごと独立して、工事の施工状況、目的物の品質等について評価を行うものとする。

(評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 第一次評定者 当該工事の請負契約についての監督を行う者とする。
- (2) 第二次評定者 当該工事の請負契約についての監督を行う者又は、第一次評価者の上位の職位の者とする。
- (3) 総合評定者 当該工事の請負契約についての検査を行う者とする。

(評定の方法)

第5条 評定は、監督、検査その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定は、別に定める工事成績評定表（以下「評定表」という。）により行うものとする。

3 評定は、工事執行規則第35条第7項に規定する修補が必要とされるときは、当該修補が行われる前の状態で評価するものとする。

(評定の時期)

第6条 評定の時期は、総合評定者にあつては、検査を実施したとき、第一次評定者及び第二次評定者にあつては、工事が完成したときに行うものとする。

(評定の報告)

第7条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく評定表を市長に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第8条 市長は、遅滞なく当該工事の受注者に対して評定の結果を別に定めるところにより通知するものとする。

(評定の修正)

第9条 市長は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認めた場合は、当該評定を修正するものとする。

2 市長は、前項の修正が行われたときは、遅滞なくその結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第10条 第8条及び前条第2項による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により市長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項による説明を求められたときは、書面により前項の請求者に回答するものとする。

(再説明請求等)

第11条 前条第2項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して

- 1 4日以内に、書面により市長に対して再説明を求めることができる。
- 2 市長は、前項による再説明を求められたときは、工事成績評定評価委員会の審議を経て書面により回答するものとする。

附則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。